

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則をここに公布する。

平成19年11月2日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第20号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 再審査の申請に関する手続（第3条—第12条）

第3章 事実の申告に関する手続（第13条—第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第230条第1項の規定による再審査の申請（以下「再審査の申請」という。）及び法第232条第1項の規定による事実の申告（以下「事実の申告」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（審査官）

第2条 香川県警察本部長は、再審査の申請又は事実の申告に関する公安委員会の事務の補佐をさせるため、その職員のうちから当該事務に関し必要な知識及び経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者を審査官に任命するものとする。

2 法第230条第3項及び第232条第3項において準用する法第160条第2項の規定により必要な調査をさせる職員には、前項の審査官の職にある者を指名するものとする。

3 審査官は、第1項の補佐又は前項の調査の業務に従事するときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 審査官は、法第230条第3項又は第232条第3項において準用する法第160条第1項の必要な調査を経て、法第230条第3項において準用する法第161条第1項の裁決（以下「裁決」という。）又は法第232条第3項において準用する法第164条第1項若しくは第2項の規定による通

知がなされるに熟したと認めるときは、速やかに審査等経過調書を作成し、公安委員会に提出してその状況を報告しなければならない。

第2章 再審査の申請に関する手続

(再審査の申請の方法)

第3条 再審査の申請は、別記様式第1号の再審査申請書を公安委員会に提出して行うものとする。

(質問)

第4条 法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により再審査の申請人その他の関係者（以下「関係人」という。）に質問を実施したときは、質問録取書を作成するものとする。

(物件の提出及び返還)

第5条 法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により関係人に物件の提出を求め、その提出を受けたときは、別記様式第2号の提出物目録を作成し、当該関係人に交付するものとする。

2 法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により関係人が提出した物件を留め置く必要がなくなったときは、速やかに当該物件を当該関係人に返還するものとする。この場合において、当該物件の返還は、別記様式第3号の還付請書と引換えに行うものとする。

(検証)

第6条 法第230条第3項において準用する法第160条第2項の規定により検証を実施したときは、検証調書を作成するものとする。

(郵便等による再審査の申請に係る期間の計算)

第7条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第14条第4項の送付に要した日数には、被留置者が再審査の申請をする場合におけるその留置施設での郵便等の発信に要した日数を含めるものとする。

(補正の命令)

第8条 法第230条第3項において準用する行服法第21条の規定による補正の命令は、別記様式第4号の補正命令書を送付して行うものとする。

(執行停止及び執行停止の取消し)

第9条 法第230条第3項において準用する行服法第34条第2項の規定により職権による執行停止を決定したときは、公安委員会は、処分庁及び再審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。

2 法第230条第3項において準用する行服法第35条の規定により執行停止の取消しを決定したときは、公安委員会は、処分庁及び再審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。

(手続の併合又は分離)

第10条 法第230条第3項において準用する行服法第36条の規定により数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、公安委員会は、別記様式第5号の手続併合（分離）通知書を処分庁及び再審査の申請人に送付してその旨を通知するものとする。

(再審査の申請の取下げの方法)

第11条 法第230条第3項において準用する行服法第39条の規定による再審査の申請の取下げは、別記様式第6号の再審査申請取下書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の再審査申請取下書を受理したときは、公安委員会は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(裁決書の謄本の送達)

第12条 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項本文又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を添付して行うものとする。

2 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項本文の規定により再審査の申請人に裁決書の謄本を送付する場合において、当該再審査の申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

3 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、公安委員会は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

第3章 事実の申告に関する手続

(事実の申告の方法)

第13条 事実の申告は、別記様式第7号の事実の申告書を公安委員会に提出して行うものとする。

(準用)

第14条 第4条から第6条までの規定は、事実の申告に関する必要な調査について準用する。この場合において、これらの規定中「第230条第3項」とあるのは「第232条第3項」と、第4条中「再審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

2 第7条の規定は、郵便等による事実の申告に係る期間の計算について準用する。この場合において、同条中「第230条第3項」とあるのは「第232条第3項」と、「再審査の申請」とあるのは「事実の申告」と読み替えるものとする。

3 第8条の規定は、事実の申告に対する補正の命令について準用する。この場合において、同条中「第230条第3項」とあるのは「第232条第3項」と読み替えるものとする。

4 第10条の規定は、事実の申告の手續の併合又は分離について準用する。この場合において、同条中「第230条第3項」とあるのは「第232条第3項」と、「再審査の申請を」とあるのは「事実の申告を」と、「処分庁」とあるのは「その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者」と、「再審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

(事実の申告の取下げの方法)

第15条 法第232条第3項において準用する行服法第39条の規定による事実の申告の取下げは、別記様式第8号の事実の申告取下書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の事実の申告取下書を受理したときは、公安委員会は、その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者にその旨を書面により通知するものとする。

(結果の通知等の方法)

第16条 法第232条第3項において準用する法第164条第1項又は第2項の規定による通知は、その旨を記載した書面に事実の申告に対する通知送付書を添付し、これを送付して行うものとする。

2 前項の規定による書面の送付は、その事実の申告人が留置されている留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

再審査申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請人 住所又は警察署の名称

氏名 ㊟

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定により、下記のとおり再審査の申請をします。

記

- 1 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決
- 2 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決の告知があった年月日
- 3 再審査の申請の趣旨及び理由
- 4 審査庁の教示の有無及びその内容

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊟のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第5条、第14条関係）

提出物目録

年 月 日

殿

香川県公安委員会



刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項 において準用
 する同法第160条第2項の規定により、下記のとおり 第232条第3項 を受領した。

記

再審査の申請 又は事実の申告 の 件 名			
提出者	氏 名		
	住所又は警 察署の名称		
提出を受けた日		年 月 日	
目録			
番号	標目	数量	備考

取扱者 職 氏名



(提出者への注意事項)

提出した物件の返還を受けようとするときは、この書類を持参すること。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

還付請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住所又は警察署の名称

氏名

印

下記の目録の物件の還付を受け、領収しました。

記

目録			
番号	標目	数量	備考

取扱者

職

氏名

印

備考

- 1 還付を受ける者が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 還付を受ける者が氏名の記載を自署する場合は、その者の押印は、省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

補正命令書

第 号
年 月 日

殿

香川県公安委員会



は、下記の理由により不適法であるから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関

する法律 第230条第3項 において準用する行政不服審査法第21条の規定に
第232条第3項

より、 年 月 日までに補正することを命ずる。

なお、期限までに補正された 再審査申請書 が提出されないときは、当該
事実の申告書

再審査の申請 を却下することがある。
事実の申告

記

理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

手続併合(分離)通知書

第 年 月 日 号

殿

香川県公安委員会



刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項 において
第232条第3項

準用する行政不服審査法第36条の規定により、下記のとおり 再審査の申請
事実の申告 を

併合 したので通知する。
分離

記

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

再審査申請取下書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請人 住所又は警察署の名称

氏名 ㊟

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり再審査の申請を取り下げます。

記

- 1 取り下げる再審査の申請

- 2 理由

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊟のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事実の申告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申告人 警察署の名称

氏名 ㊟

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項の規定により、下記のとおり事実の申告をします。

記

- 1 申告に係る事実のあった留置施設の置かれる警察署の名称
- 2 申告に係る事実
 - (1) 申告に係る行為を行った職員の氏名等
 - (2) 申告に係る具体的行為
 - 身体に対する違法な有形力の行使
 - 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用
 - 違法又は不当な保護室への収容
 - (3) 申告に係る事実の概要
- 3 警察本部長に対する事実の申告に係る結果の通知を受けた年月日

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 該当する□内に✓印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

事実の申告取下書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申告人 警察署の名称

氏名 ㊟

年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり事実の申告を取り下げます。

記

- 1 取り下げる事実の申告

- 2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。